



村有財産売却公告

次のとおり一般競争入札により村有財産の公売を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月8日

東吉野村長 水本 実



1 一般競争入札に付する村有財産物件

以下の物件を入札に付し、売り払う。詳細は、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「KSI官公庁オークション」という。）による。

売却区分番号	物件名称	車両登録年度	定格出力	走行距離	予定価格	入札保証金
20250108-1	トヨタハイエースワゴン	平成24年9月	2.69L	446,874km	10,000	1,000
20250108-2	消防積載車	平成8年2月	2.77L	9,226km	10,000	1,000

2 入札に参加する者に必要な資格

- （1） 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当しない個人又は法人であること。
- （2） 個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する者でないこと。また、個人又は法人の役員等が、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- （3） 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者でないこと。
- （4） 個人又は法人の役員等が次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ・暴力団員がその経営に実質的に関与している者。
 - ・自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者。
 - ・暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者。
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるような関係を有している者。
 - ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者。
- （5） 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者でないこと。

- (6) 前記(2)～(5)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- (7) 日本語を完全に理解できること。
- (8) 東吉野村が定める吉野村公有財産売却ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)及びKSI官公庁オークションに関連する利用規約及びガイドライン等の内容を承諾、順守できること。
- (9) 公有財産の買受について一定資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格を有していること。
- (10) 「3 一般競争入札の参加申込等」によりあらかじめ一般競争入札への参加申込をした者であること。

3 一般競争入札の参加申込等

一般競争入札に参加しようとする者は、KSI官公庁オークションで参加の仮申込など一連の手続きを行うこと。

参加申込(本申込)は、仮申込手続きを完了した後、下記のとおり申請すること。

- (1) 場 所 「14 お問い合わせ先」
- (2) 方 法 持参又は郵送
- (3) 申請期間 令和7年1月15日(水)13時00分から
令和7年2月4日(火)14時00分まで
(郵送の場合は令和7年2月4日(火)(消印有効))

4 入札保証金の納付

- (1) 入札に参加しようとする者は、物件ごとに定められた入札保証金を、入札に参加しようとする者名義のクレジットカードにより納付しなければならない。
- (2) 入札保証金の額は、「1 一般競争入札に付する村有財産物件」の表に記載の額とする。
- (3) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。
- (4) 入札保証金は、落札者のものを除き開札終了後に還付する。
- (5) 入札保証金には、利息を付さない。

5 車両下見会を行う日時及び場所

- (1) 日時
 - ・令和7年1月29日(水) 9時から12時及び13時から17時まで
 - ・令和7年2月3日(月) 9時から12時及び13時から17時まで
- (2) 場所
 - 20250108-1: 奈良県吉野郡東吉野村大字小川2187番地
 - 20250108-2: 奈良県吉野郡東吉野村大字木津319番地
- (3) 注意事項
 - 車両下見会への参加を希望する者は、事前に所定の様式に必要事項を記入の上、下記問い合わせ先までFAXまた電子メールにて提出すること。

6 入札期間及び方法

- (1) 入札期間 令和7年2月18日(火)13時00分から
令和7年2月25日(火)13時00分まで
- (2) 入札方法
 - ・上記「3 一般競争入札の参加申込等」及び入札保証金の納付のすべての手続きを完了した者は、ログインIDで入札金額をKSI官公庁オークション上に登録すること。
なお、この登録は一度しか行うことが出来ない。
また、入札する者の都合による取り消しや変更も出来ない。
 - ・郵便等による入札書の提出は認めない。

7 開札及び落札者の決定

- (1) 令和7年2月25日(火)13時00分以後にKSI官公庁オークション上で開札を行う。
- (2) 予定価格以上で、かつ、最高価格である入札金額を売却決定金額とし、その入札金額で入札した者を落札者とする。
- (3) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。
- (4) 落札者のログインID及び売却決定金額をKSI官公庁オークション上に公開する。

8 契約保証金の納付

- (1) 落札者は、落札の決定後に契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の額は、入札保証金の額と同額とし、落札者が納付した入札保証金を契約保証金に充当することができる。

9 契約の締結

落札者の決定後、東吉野村より売買契約書を2通送付するので、落札者は送付された契約書に必要事項を記入・押印のうえ、令和7年3月4日(火)までに東吉野村に持参又は郵送により提出し、契約を締結しなければならない。

(郵送の場合は、令和7年3月4日(火)必着)

なお、期限までに契約を締結しないときは、その落札を無効とし、入札保証金又は契約保証金は東吉野村に帰属する。

10 売払代金の納付

- (1) 契約を締結した者は、令和7年3月11日(火)14時30分までに、東吉野村が指定する方法により、当該契約に係る売払代金から契約保証金を差し引いた金額を納付しなければならない。
- (2) 納付期限までに納付が確認できない場合は、契約保証金は損害金として東吉野村に帰属する。

11 物件の引渡し

売払代金の納付を東吉野村が確認した後、売払代金納付時の現状のまま売却物件を引き渡す。なお、引渡しに関する一切の費用(登録費用を含む。)は、落札者の負担とする。

12 入札の無効及び契約の解除

- (1) 本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札、並びにガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。
- (2) 契約に定める義務に違反したとき、東吉野村が定める一般競争入札に参加するために必要な資格又は売払代金の納付がないときは契約を解除することがある。

13 その他

- (1) 売却財産は経年劣化、キズ、不具合箇所も多数あり、充分理解した上で入札すること。また、東吉野村は契約不適合責任を負わない。
- (2) 契約締結後に東吉野村の責に帰すことができない事由により滅失、き損等が生じた場合、東吉野村に対して契約の解除及び売払代金の減額を請求することはできない。
- (3) 契約締結後に、その契約に定める義務を履行しないときは、その損害に相当する金額を損害賠償として東吉野村に支払わなければならない。
- (4) 入札者は入札前に車両情報を十分に確認し、車両情報の誤認等による落札辞退がないよう注意すること。

14 お問い合わせ先

(入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地)

〒633-2492

奈良県吉野郡東吉野村大字小川99番地

東吉野村 総務企画課 財産管理担当

電話番号 0746-42-0441(内線207)

FAX番号 0746-42-0446